

イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和6年1月

イーレックス株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間及び縦覧時間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	12

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他環境省令で定める事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を公告の日から起算して約1月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和5年12月1日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

令和5年12月1日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。（別紙1参照）

- ・読売新聞（朝刊 21面）
- ・朝日新聞（朝刊 19面）
- ・毎日新聞（朝刊 17面）
- ・日本経済新聞（朝刊 39面）
- ・新潟日報（朝刊 25面）

② 当社ウェブサイトへの掲載（別紙2参照）

- ・当社ウェブサイト（令和5年12月1日（金）より）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎4箇所及び当社事務所1箇所の計5箇所にて縦覧を行った。

また、インターネットの利用により、当社ウェブサイト（<https://www.erec.co.jp>）に公表した（別紙2参照）。

① 縦覧場所

自治体等	縦覧場所	所在地
新潟県	新発田地域振興局 企画振興部内 県民サービスセンター	新発田市豊町3丁目3番2号
新潟市	市役所 本館2階 環境対策課	新潟市中央区学校町通1番町602番地1
	北区役所 1階 区民生活課 4番窓口	新潟市北区東栄町1丁目1番14号
聖籠町	町役場 1階 供覧場所	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4
当社	イーレックス株式会社 受付前	東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン14階

② インターネットの利用による公表

当社ウェブサイト（<https://www.erec.co.jp>）において方法書及び要約書を公表した（別紙3参照）。

また、新潟県、新潟市のウェブサイトと当社ウェブサイトをリンクすることにより、自治体のウェブサイトから方法書及び要約書を参照可能とした（別紙 4 参照）。

(4) 縦覧期間及び縦覧時間

① 自治体庁舎

令和 5 年 12 月 1 日（金）～令和 6 年 1 月 5 日（金）
（土曜日、日曜日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く開庁時間）

② 当社事務所

令和 5 年 12 月 1 日（金）から令和 6 年 1 月 5 日（金）（土曜日、日曜日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）9:00～17:30 までとした。

③ インターネットの利用による公表

令和 5 年 12 月 1 日（金）から令和 6 年 1 月 19 日（金）までとし、その期間中は常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

① 縦覧確認表記載者数：

4 名

（内訳）

新潟市役所本館 2 階環境対策課 1 名

新潟市北区役所 1 階区民生活課四番窓口 1 名

聖籠町役場 1 階供覧場所 1 名

新発田地域振興局企画振興部内県民サービスセンター 0 名

イーレックス株式会社事務所 1 名

② 方法書及び要約書を公表した当社ウェブサイトへのアクセス数：

2,591 回

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催日時	開催場所	来場者数
令和5年12月18日（月） 18時00分から19時10分まで	新潟市北区文化会館 （新潟市北区東栄町1丁目1番5号）	23名
令和5年12月24日（日） 15時00分から16時15分まで	聖龍町公民館小ホール （北蒲原郡聖龍町大字諏訪山380番地）	10名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

意見書箱への投函は、令和6年1月5日（金）までとし、郵送受付は令和6年1月19日（金）当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法（別紙5参照）

- ① 当社への郵送
- ② 縦覧場所に備え付けの意見箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は1通（意見の総数：9件）であった。

日刊新聞紙に掲載した公告内容

○令和5年12月1日（金）掲載

- ・読売新聞（朝刊 21面）
- ・朝日新聞（朝刊 19面）
- ・毎日新聞（朝刊 17面）
- ・日本経済新聞（朝刊 39面）
- ・新潟日報（朝刊 25面）

【紙面掲載サイズ21.0cm×2段】

お知らせ	
環境影響評価法に基づき「イレックス新潟（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」）の作成及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。 令和五年十二月一日 イレックス株式会社 本名均	【対象事業の名称、種類及び規模】 名称 イレックス新潟（仮称）建設計画 規模 約三十万キロワット 【対象事業が実施されるべき区域】 新潟県北蒲原郡聖籠町東港二丁目一・一五七番五 【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】 新潟県北蒲原郡聖籠町、新潟市 【方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間】 （縦覧場所）新潟県新発田市豊町三丁目三番二号（新発田地域振興局企画振興部内） （縦覧時間）令和五年十二月一日（金）から令和五年十二月五日（金）まで、ただし、土曜日、日曜日、年末年始（十二月二十九日から十二月三十一日まで）を除きます。 （縦覧時間）イレックス株式会社は問い合わせて受付時間と同じとなります。ただし、自治体の施設については、各施設の開館時間となります。 四、インターネットによる公表 事業者のホームページ URL http://www.irex.co.jp 五、インターネットによる公表期間 令和五年十二月一日（金）から令和六年一月十九日（金）まで。 【意見書の提出】方法書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、一月五日（金）までに縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか書簡にて郵送によりお寄せください。 一、意見書の記載事項 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 意見書の提出の対象である方法書の名称 方法書について環境の保全の見地からの意見 日本語により意見の理由をまとめて記載してください。 二、意見書の提出期限 令和六年一月十九日（金）まで（当日消印有効） 三、意見書の提出先 〒044-0031 東京都中央区京橋二丁目二番一号 京橋エドグラン十四階 イレックス株式会社 発電部 計画課 ※意見書に記載された個人情報等は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。 【説明会を開催する日時及び場所】 一日時 第一回 令和五年十二月十八日（月）午後六時〇〇分から午後八時〇〇分まで 第二回 令和五年十二月二十四日（日）午後三時〇〇分から午後五時〇〇分まで ◇受付開始は開会の三十分前から 二、場所 第一回 新潟市北区文化会館 （新潟県新潟市北区東栄町二丁目一番五号） 第二回 聖籠町公民館小ホール （新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山二八〇番地） 【お問い合わせ先】 イレックス株式会社 発電部 計画課 電話 〇三三二四三・二二六 （土曜日、日曜日、祝日、十二月二十九日から一月三日を除く）午前九時から午後五時三十分まで

当社ウェブサイトに掲載したお知らせの内容

○令和5年12月1日より掲載

事業紹介会社情報IR情報ESGへの取り組み採用情報ニュースルームCONTACTENGLISHVIETNAM

HOME > ニュースリリース > イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書縦覧及び説明会のお知らせ

イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書縦覧及び説明会のお知らせ

2023年12月01日

当社は、環境影響評価法に基づき、「イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）及びこれを要約した書類（以下、「要約書」）を令和5年11月30日に経済産業大臣へ届け出、ならびに新潟県知事、新潟市長、聖籠町長へ提出致しました。方法書及び要約書について、以下のとおり縦覧及び説明会を行います。

- 対象事業の名称
イーレックス新潟（仮称）建設計画
- 対象事業により設置される発電所の原動機の種類
汽力（バイオマス発電）
- 対象事業により設置される発電所の規模
約30万キロワット
- 対象事業が実施されるべき区域
新潟県北蒲原郡聖籠町東港二丁目1157番5
- 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
新潟県北蒲原郡聖籠町、新潟市
- 方法書及び要約書の縦覧
 - 縦覧期間
令和5年12月1日（金）～令和6年1月5日（金）
ただし、土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
 - 縦覧場所及び時間

縦覧場所		縦覧時間
新潟県	新発田地域振興局（企画振興部内 県民サービスセンター） 新潟県新発田市豊町三丁目3番2号	各施設の 開・閉館時間
新潟市	新潟市役所（本館2階 環境対策課） 新潟県新潟市中央区学校町通一番町602番地1	
	新潟市北区役所（1階 区民生活課4番窓口） 新潟県新潟市北区東栄町一丁目1番14号	
聖籠町	聖籠町役場（1階 供覧場所） 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4	午前9時から 午後5時30分まで
イーレックス(株)	イーレックス(株)（受付前） 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン14階	

(3) インターネットによる公表
当社ホームページにおいて、令和5年12月1日（金）から令和6年1月19日（金）まで方法書をご覧ください。（<https://www.erex.co.jp>）

- 意見書の提出
方法書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、1月5日(金)までに縦覧場所 に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、ご意見記入用紙をご利用のうえ郵送にて お寄せください。
[ご意見記入用紙](#)
- 意見書の記載事項
 - 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 意見書の提出の対象である方法書の名称
 - 方法書について環境の保全の見地からのご意見

(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

(2) 意見書の提出期限

令和6年1月19日(金)まで(当日消印有効)

(3) 意見書の提出先

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン14階

イーレックス株式会社 発電部 計画課

※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

8. 説明会を開催する日時及び場所

開催日時		開催場所
第1回	令和5年12月18日(月) 午後6時00分から午後8時00分まで	新潟市北区文化会館 新潟市北区東栄町一丁目1番5号
第2回	令和5年12月24日(日) 午後3時00分から午後5時00分まで	聖籠町公民館小ホール 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1280番地

9. お問い合わせ先

イーレックス株式会社 発電部 計画課

電話03-3243-2216

(土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く、午前9時から午後5時30分まで)

※当社へお越しの場合は、京橋エドグラン3階の受付にてご案内しますので、事前にご連絡ください。

当社ウェブサイトでの方法書等の公表

<<方法書及び要約書>>

表紙 目次 

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 

第2章 対象事業の目的及び内容 

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況） 

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況） 

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 

第7章 その他環境省令で定める事項 

方法書要約書 

<<あらし（参考）>>

環境影響評価方法書のあらし 

自治体のウェブサイト (1)

○新潟県ウェブサイト



新潟県
NIIGATA PREFECTURE

[防災情報](#)
[分野別](#)
[目的別](#)
[組織別](#)
[現在の新潟](#)

[サイト内検索](#)

[評価検査](#)

[検索](#)

[トップページ](#) > [新潟県環境ポータルサイト「環境にいがた」](#) > [イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る環境影響評価手続き経緯](#)

新潟県環境ポータルサイト「環境にいがた」

環境 にいがた

重要なお知らせ

[ホームページメンテナンスの実施について（12月30日9時から15時まで）](#)

人と自然が共生する暮らし

生活環境の保全

地球環境問題

県民参加・協働

資源を大切にする循環型の地域社会

環境保全の共通基盤の整備・その他

データベース・環境法令

[環境監視速報](#)

[新潟県の環境（環境白書）](#)

[にいがた環境自然マップ](#)

[レッドデータブック・リスト](#)

[鳥獣関係統計](#)

[環境関連法令／条例](#)

[環境関係計画／方針／要綱／要領](#)

環境審議会

[環境審議会名簿](#)

[環境審議会議事録](#)

事業者等支援・名簿

組織・連絡先

[環境政策課](#)

[環境対策課](#)

[資源環境推進課](#)

イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る環境影響評価手続き経緯

ページ番号：4157351 更新日：2023年12月1日更新

事業概要

事業の名称	イーレックス新潟（仮称）建設計画
事業者	イーレックス株式会社
事業の種類	火力発電所の設置（バイオマス）
事業の規模	約30万kW
事業計画区域	新潟県北蒲原郡新井町東港2丁目914-3

配慮書手続き

配慮書送付	令和3年7月29日
公告・縦覧	公告日 令和3年7月30日(金曜日) 縦覧場所 ☐ 新井田地域振興局（1階 県民サービスセンター） （新潟市市豊町3丁目3番2号） ☐ 新潟市役所（本館2階 環境対策課） （新潟市中央区学校町通一番町602番地1） ☐ 新潟市北区役所（1階 区民生活課四番窓口） （新潟市北区東栄町1丁目1番14号） ☐ 新井町役場（1階 供覧場所） （北蒲原郡新井町大字新井山1635番地4） ☐ イーレックス株式会社 （東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン14階） 縦覧期間・時間 令和3年7月30日（金曜日）から令和3年8月30日（月曜日）まで （土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時。イーレックス株式会社は、土曜日、日曜日、祝日を 午前9時から午後5時30分まで）
配慮書ウェブサイト	https://www.erec.co.jp/news/information/158/ <外部リンク>
審査会の答申	令和3年9月16日
知事意見	令和3年9月27日

[配慮書追加意見](#)

方法書手続き

見つからないときは

新型コロナウイルス

相談窓口はこちら

事前にHPの内容をよくご確認ください

新潟県行財政改革
行動計画の取組状況

方法書送付	令和5年11月30日（木曜日）
公告・縦覧	公告日 令和5年12月1日（金曜日） 縦覧場所 ☐ 新潟市地域振興局（企画振興部内 県民サービスセンター） ☐ 新潟市役所（本館2階 環境対策課） ☐ 新潟市北区役所（1階 区民生活課4番窓口） ☐ 新潟市東区役所（1階 供養場所） ☐ イーレックス株式会社（東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン14階） 縦覧期間・縦覧時間 令和5年12月1日（金曜日）～令和6年1月5日（金曜日） ※土曜日、日曜日、12月29日～1月3日を除く開庁時。 イーレックス株式会社は、土曜日、日曜日、12月29日～1月3日を除く午前9時から午後5時30分まで
方法書説明会	第1回：新潟市北区文化会館 令和5年12月18日（月曜日）午後6時から午後8時まで 第2回：新潟市東区公民館小ホール 令和5年12月24日（日曜日）午後3時から午後5時まで
方法書ウェブサイト	https://www.erex.co.jp/news/information/2565/ <外部リンク>
意見の概要送付	年 月 日
審査会の答申	年 月 日
知事意見	年 月 日

準備書手続き

準備書送付	年 月 日
公告・縦覧	公告日 年 月 日 縦覧期間・縦覧時間 年 月 日～ 年 月 日 縦覧場所
準備書説明会	
準備書ウェブサイト	
意見の概要等送付	年 月 日
公聴会開催	
審査会の答申	年 月 日
知事意見	年 月 日

評価書手続き

評価書送付	年 月 日
-------	-------

○新潟市ウェブサイト

- 10 -

別紙 5

ご意見記入用紙

令和6年1月19日(金)(当日消印有効)

[illegible]

2.この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別の A4 用紙をお使いください。

第4章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要 とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は7件であった。また、環境の保全の見地以外からの意見が2件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見については、原文どおり記載した。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

1.事業計画

No.	一般の意見	事業者の見解
1	病害虫について ベトナムでのソルガムペレット製造時の病害虫処理はどのようにやっているのか。 植物検疫を受けると思うが、どのよう手順で行われるのか。 発電所から病害虫を持ち出さないように対策をどのように取るのか。 ペレット保管庫から強風でペレットが飛散しないようにどのような対策を取計画か。(東港では強風で灯台が吹っ飛んだことがある)	本計画の燃料は木質チップのような生材ではなく、海外で熱加工されたペレット材を輸入し使用します。ペレット材の製造時に高温乾燥(100℃以上)を行いますのでペレットに病害虫が付着することは想定しておりません。 日本への輸入時には輸入検疫を受け合格したものを輸入する予定です。今後必要な時期に関係部署と協議していきます。 バイオマス燃料は岸壁からボイラへの投入まで、発電所内の閉鎖設備内で搬送、貯蔵、消費されますので、発電所外へ搬出することはありません。また、試験、分析等で少量の燃料を発電所外へ搬出する場合も、十分な管理の上搬出します。 バイオマス燃料の搬送、貯蔵設備は、飛散防止を考慮した密閉構造とし、地域の風荷重の基準に沿った設計とします。
2	ソルガムの粉末によるアレルギー 大量のソルガムペレットを使うので、微粉末が飛散してアレルギーを誘発する可能性があるが、どのように対策を取るのか。 飛散しているかどうか定期的に観測を周辺 10 か所以上で運転前から実して公表してほしい。	バイオマス燃料は粉塵発生の少ないニューマティックタイプ(吸引式)のアンローダーで荷揚げし、密閉式のベルトコンベヤで燃料倉庫まで、また、燃料倉庫からボイラまで搬送します。搬送途中で、粉じんの発生が想定される箇所には集じん機を設置し、粉じん抑制対策を実施します。
3	粉塵爆発について 植物性のペレットで粉塵爆発が発生した事例が国内であるが、防爆対策をどのように考えているか。 予定地周辺に重要な事業所が多いので、発生した場合は影響が大きいので安全性を十分に確保してほしい。 また、検疫が実施前のペレットが爆発で吹き飛ばすようなことのないように対策をとってほしい。	事故等の可能性も踏まえながら、所轄消防署とも事前に相談し、適切な防爆対策を計画していきます。岸壁荷揚げ後の密閉式の搬送ルート、貯蔵倉庫には、粉じんが溜まらないように集じん機を必要な場所に設置する計画です。また、火災への早期検知・予兆検知に備え、燃料搬送ルートならびに貯蔵時の燃料の温度監視を実施します。
4	東北電力東港火力との工期の重複 イーレックスの建設予定地の隣で東北電力も更新工事をほとんど同じ時期に計画しているが渋滞の発生などを検討しているか。	他社の工事についての把握は困難ですが、本プロジェクトの工事では、大物機器を海上輸送で搬入する計画であり、その他陸上輸送も集中しないように配分していく方針です。工事車両については、この次の段階の環境影響評価準備書にて環境への影響を予測、評価します。

No.	一般の意見	事業者の見解
5	運転開始後の道路利用 運転開始後に資材、消耗品運搬がどの程度あるのか。 年間消費量、年間発生量、運搬する車両の形式 消石灰、アンモニア、焼却灰ごとをお願いしたい。 焼却灰は飛散ないように搬出運搬を徹底してほしい。 （開放型の荷台に積まない）	運転開始後の資材、消耗品の発生量、貯蔵量、搬出量は焼却灰も含め、環境影響評価準備書段階で検討・評価します。 焼却灰は密閉されたタンク、倉庫に貯蔵し、乾灰の運搬には密閉されたジェットパック車を使用します。湿灰については飛散しない形で運搬する計画ですが、今後具体的に検討していきます。
6	公害防止設備 脱硫、脱硝装置その他の公害防止設備は複数台設置されるのか。	脱硝装置、集じん装置、脱硫装置等があり、装置は基本的に各一式の計画です。ただし、集じん装置についてはバグフィルターを用いて複数系列配置とし、一部故障時には負荷を制限しつつ片系列運転にて、故障等に対応する方針です。詳細については、今後検討していきます。
7	ペレット生産国での公害等 大量のソルガムペレットを生産するために、生産国で作物の大幅な転換が行われて農地を荒廃させることにならないか。 無計画、無秩序な耕作地拡大が行われることはないか。 森林の伐採でも同様	ソルガムは他作物が育たないような荒廃地を中心に栽培していき、大幅な作物転換が生じないようにする予定です。

2.環境の保全の見地以外からの意見

No.	一般の意見	事業者の見解
1	地震対策 津波で被害を受けることはないのか 長周期地震動で、煙突の倒壊をないように設計するか	関連法規等により現状で想定される最大津波高さを確認し、発電所敷地高さを最大津波高さより高くすること等により、津波による被害を受けないよう検討します。 今回設置計画の煙突は大臣認定の対象となりますので、法令、技術基準を満たした耐震設計（長周期地震動を含む）を実施します。
2	単位がバラバラ P10 でトンと t のように表記がバラバラ P10 で kcal/kg は kJ/kg にする必要がある。 ばい煙と排水で単位の表記が違い、同じこと表しているが ppm で統一した方が分かりやすい。 P28 金額の単位がバラバラ、億円、万円、百万円、が混在している。 採したデータをタダ並べるだけではなく分かりやすいようにできないか。	今後の環境影響評価図書において、ご指摘頂いた単位系の統一を図るようにします。ただし、排水の mg/L という単位は排水基準等に使用されているように、このままとさせて頂くものもございます。 また、社会的状況の金額の単位などは、表の見やすさなどに配慮して、今後の環境影響評価図書において、可能な範囲で揃えていきます。